文京区重層的支援体制整備事業

Ⅰ～Ⅴの事業を一体的かつ重層的に実施し、
地域共生社会の実現を目指します

【地域共生社会】
制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って暮らしていくことのできる社会

Ⅰ．包括的相談支援事業

各分野の既存の取組を活用した
属性を問わない相談の受け止め

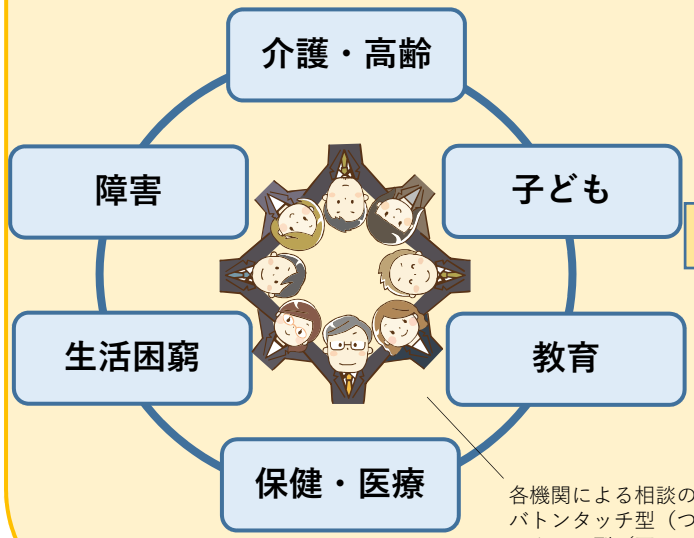

複数機関で
対応が必要

複合化した課題
制度の狭間の課題

各機関による相談の受け止め・つなぎを
バトンタッチ型（つないで終わり）ではなく
スクラム型（互いに連携・協力）で対応

Ⅱ．多機関協働事業

複合課題等に対応するため、
分野間の協働をコーディネート

支援会議

- 関係機関等による
  情報共有（※1）
- 支援方針の決定

【構成員】（※2）
区関係機関、社会福祉協議会のほか、民間事業者、医療機関、地域団体、地域住民等、当事者に関わる機関・関係者で構成

プラン
本人同意

重層的支援会議

- 支援プラン作成
- プランの進捗管理

【構成員】（※2）
区関係機関、社会福祉協議会等、支援プランに関わる機関で構成

※１　社会福祉法第106条の６の規定に基づき、構成員に守秘義務が課され、
　　本人同意なしの場合でも関係機関による情報共有が可能
※２　事案ごとに関係する機関等で構成。

本人との関係構築

参加支援が
必要な場合

Ⅲ．アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化した課題等を抱えているため、
必要な支援が届いていない人に支援を届ける

- 本人との関係構築
- アウトリーチプラン作成
- プランに基づく支援
- プランの進捗管理

Ⅳ．参加支援事業

社会とのつながり作りに向けた支援

- 参加支援プラン作成
- プランに基づく支援
  （社会資源とのマッチング）
- プランの進捗管理
- 参加支援先の開拓

Ⅴ．地域づくり事業

住民同士が支え合い、
緩やかなつながりによるセーフティネットの充実

既存の拠点等の利活用

- 多機能な居場所
- 通いの場
- 地域活動支援センター
- 地域子育て支援拠点
  等

＋

新たな居場所等の整備

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

個別の人や活動のコーディネート

地域住民が活動を開始し継続するためのサポート